

第2期島根県高齢者居住安定確保計画(案) 概要

第1章 計画の背景・役割等

【本計画の役割】住宅施策と福祉施策の連携により、高齢者に対する賃貸住宅や老人ホームの供給及びその促進に必要な事項等、高齢者の住まいの安定確保に関して必要な施策を定める。

【計画期間】平成30年度から平成35年度

第2章 高齢者の住まいと重点配慮高齢者世帯

住まいの確保にあたっては、高齢者のうち要介護等高齢者（要介護高齢者、要支援高齢者）であって、借家に居住する高齢単身及び高齢夫婦世帯を**重点配慮高齢者世帯**と位置付け、優先的な対応を進める。

第3章 高齢者の住まいの供給の目標

高齢者の住まいの種類	供給目標
公的な賃貸住宅	県営住宅については、管理戸数の現状維持が基本方針であり、主に建替事業となる。 建替事業の際は、地域の実情に応じて、高齢者福祉施設の併設・合築について検討を行うとともに、福祉部局と連携して、シルバーハウジング・プロジェクトなど見守りサービスが付加された住宅の供給を行っていく。また、全ての住戸においてバリアフリー対応とし、介護サービスの受けやすさにも配慮したつくりとする。 なお、福祉施設を併設する場合にあっては、「地域包括ケアシステム」の確立を目指す福祉施策との連携を考慮し、市町村や福祉部局と協議を行いながら進めていく。 市町村が供給する公的な賃貸住宅においても同様な整備がされるよう、働きかけを行う。
養護・軽費老人ホーム	市町村と連携し、計画的な供給に向けた取り組みを進めていく。
有料老人ホーム	届出制度の活用及び定期的な実地指導により、民間事業者による適切なサービスの提供を図る。
サービス付き高齢者向け住宅	市町村と連携し、民間事業者による供給を積極的に誘導する。
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅	高齢者の入居を拒まない新たな住宅セーフティネット制度に基づく賃貸住宅の登録の推進を図る。

第4章 供給の目標の達成に向けた施策

施策の方向性	供給の目標の達成に向けた施策
(1) 高齢者に対する住まいの供給の促進	1-1 重点配慮高齢者世帯に対する公共賃貸住宅の供給 1-2 その他高齢者の入居に配慮した公共賃貸住宅の供給 1-3 民間が供給する生活支援施設サービスのついた住まいの供給促進 1-4 要介護等高齢者への適切な住宅・施設等の供給
(2) 高齢者の入居に適した賃貸住宅の普及及び情報の提供等	2-1 高齢者が安心して住み続けられる制度の活用 2-2 民間の賃貸住宅の賃貸人等への啓発 2-3 高齢者向けの住まいに関する普及啓発
(3) 高齢者の生活支援体制の確保	3-1 公的賃貸住宅における高齢者生活支援体制の確保 3-2 高齢者に対する地域の見守り体制の構築 3-3 高齢者世帯に対する在宅支援の推進 3-4 介護に携わる者に対する研修・支援

※その他の高齢者の居宅の安定確保に関して必要な事項を定める。